

# 2月1日（水）以降の施設利用等について

令和5年1月30日付け

ご協力いただいております下記施設の利用人数の制限を、2月1日（水）から解除いたします。

## 記

### 【公園施設】

- 駒場運動公園（会議室）
- 岩槻文化公園（トレーニング室）

### 【スポーツ施設】

- 下落合プール（屋内プール）
- 三橋総合公園（トレーニング室・屋内プール）
- 岩槻温水プール

また、全施設の健康チェックシートにおいても同日から提出不要といたします。  
これまでご理解・ご協力をいただきましてありがとうございました。

公益財団法人さいたま市公園緑地協会